

## 講釈未了の古今伝受

——道統と秘説の継承について——

小 高 道 子

元文四（一七三九）年十二月二日、烏丸光栄、三条西公福、久世通夏の三人に『古今和歌集』の講釈をしてい  
た唯一の古今伝受継承者である中院通躬が薨去した。この時に古今伝受を存続させた桜町天皇の古今伝受につい  
て、盛田帝子氏が詳述されている<sup>1</sup>。盛田氏は「細川幽齋が智仁親王に伝えてより、御所に入った古今伝受は、代々  
相伝されてきたものの、桜町天皇の時代に、断絶の危機にあつたのである。」として桜町天皇の「強い意志」に  
ついて次のごとく記す。

ふたつの記事から浮び上ってくるのは、宮廷文化の基盤である歌道の核を担う御所伝受の流れを、ここで絶つ  
てしまうわけにはいかないと、桜町天皇の強い意志である、幕末になると、口伝はなく箱伝受のみで、御  
所伝受が続くということはある。しかし、元文四（一七三九）年の場合、古今伝受の保持者が突然薨去する  
という、近世に入って初めて起こった出来事であり、前例がないだけに、桜町天皇の苦悩も深かったに違い

ない。

だが、『古今和歌集』の途中で講釈が終了して、最後まで講釈されなかったのは、中院通躬の薨去が初めてではない。細川幽齋から智仁親王への古今伝受において、幽齋は講釈途中で田辺城に籠城し、残りの部分の講釈は行なわれなかったと推定できる。<sup>2)</sup>

本稿では、細川幽齋から智仁親王への古今伝受を念頭に置いて、中院通躬の古今集講釈について検討を加えた。

### 一 細川幽齋から智仁親王への古今伝受

慶長五年（一六〇〇）三月十九日、智仁親王は細川幽齋に誓状を提出し、その日から幽齋の『古今和歌集』講釈が開始された。時に幽齋は六十七歳、親王は二十二歳であった。講釈は故実通りに四季・賀・離別・羈旅・恋・哀傷・雑・雑躰・物名と進められたが、講釈が行なわれたのはここまでで、仮名序以下は講釈されなかったと推論できる。最後になった物名の講釈は慶長四年四月二十九日であり、同年五月二十九日には、「出陣用意」のため丹後に帰国した（『舜旧記』）。こうした状況の下で、親王への古今伝受は中断せざるを得なかったのである。

幽齋は丹後で子や孫が出陣した留守を守っていたが、石田三成方の軍に包囲されてしまう。そこで幽齋は親王に手紙を送り、古今伝受の箱と相伝証明状とを親王に渡した。親王への古今伝受は講釈の途中であり、仮名序以下の講釈は行なわれていなかったが、古今伝受の道統を絶やさぬためには後継者が必要であり、親王への相伝を

完成させる必要があった。そこで幽齋は古今伝受資料を親王に譲ることによりすべてが終了したと見做し、「不胎面受口決等」八条宮に伝えたとする相伝証明状を親王に送った。相伝証明状は宮内庁書陵部に伝わる。

#### 古今集事

三光院当流相承之事、不胎面受口決等、謹而奉授 八条宮訖

慶長五年七月廿九日

玄旨

すでに述べたように、親王への講釈は終了していない。それにもかかわらず、古今伝受資料と相伝証明状とを与えることにより、古今伝受が終了したと見做したのである。この事は証明状の授与をもって古今伝受が終了したと考えられていたことの裏付となる。古今伝受における証明状の重要性を示す一事件とも言える。

盛田氏は「幕末に」は「口伝はなく箱伝受のみで、御所伝受が続くということはある」と記された。幽齋が「不胎面受口決等」を伝えたと証明状に記した慶長七年七月二十九日の時点では、仮名序以下の講釈も切紙伝受も行なわれず、古今伝受資料が入った箱を渡したのみであった。盛田氏は「箱伝受」がどのようなものであったか詳述されていないが、幽齋から智仁親王への古今伝受も箱伝受というのであろうか。

幽齋から古今伝受資料とともに古今伝受相伝証明状を受け取った親王は、古今伝受資料の書写校合を始めた。そして、慶長七年九月十三日から、自ら書写校合した古今伝受資料の目録を作成した。目録は目的に応じて何通も作成された。親王は幽齋の古今和歌集講釈を聴いた間書に幽齋の奥書を依頼した。自らの間書がない仮名序以下については幽齋の間書である伝心抄を書写することにより、自らの間書と皆して幽齋に奥書を依頼した。しか

しながら、幽齋が奥書を記したのは、親王が幽齋の講釈を聴いた聞書のみであった。

古今伝受相伝終了を示す証明状を受取り古今伝受継承者となった親王は、幽齋の古今伝受資料を書写することにより、幽齋の古今伝受を名実共に継承した。古今伝受について考察する際には、道統を継承することと、秘伝を継承することの両面から検討する必要がある。

## 二 中院通躬の古今伝受

靈元院の古今伝受の唯一の継承者であった通躬が薨去したことについて盛田氏は次のように言つ。

靈元院崩御の後、中院通躬公も亡くなったので、桜町院の勅命で、古今伝受箱の開き見が許された。この時、歌道の宗匠である通躬が没したからだといふ、中院通躬は、靈元天皇と父である通茂から伝受を相伝され、伝受保持者となっていたが、元文三年（一七三八）に武者小路実陰が没した後は、御所で唯一の古今伝受保持者となっていた。その通躬がなくなつたのである。古今集の切紙の口伝を伝える人物がいなくなつてしまつた。御所伝受をどのように継承させてゆくか、若き桜町天皇は、頭を悩ませたにちがいない。

それでは通躬に相伝した靈元院の古今伝受はどのようなものであつたのであろうか。靈元院から通躬への古今伝受については海野圭介氏が考証されている。

靈元院は、天和三年（一六八三）に後西院から古今伝受を相伝した。（中略）後水尾院から後西院へと伝えられた和歌の秘伝は、ここに正統な後継者を得たのであるが、それを継承すべき次代の東山天皇は宝永六年（一七〇九）に三十五歳で早世し、靈元院からの直接の継承の道は絶たれた。この時、靈元院は五十六歳当時の事情を伝える具体的な記録は未見ながら、後水尾院、後西院の先例を勘案しても、次代への相伝が急務とされたことは想像に難くない。時に中御門天皇は僅かに九歳で相伝は望めない。正徳四年（一七一四）には、靈元院歌壇において指導的立場にあつた武者小路実陰に古今伝受が伝えられることとなるが、その背景には右のような状況があつた。

近世和歌史を学ぶ時に、後水尾院と靈元院がそれぞれ五十年をこえる院政を敷いて、歌壇の中心にあつたと概観されてきた。しかしながら、後水尾天皇から後西院、そして靈元院へと継承した御所伝受は、靈元院の後、継承する皇族がいなかった。そこで靈元院は武者小路実陰に古今伝受をした。この時「聴聞」に陪席したのが通躬であり、海野氏によると、「通躬は文字通り聴聞者の立場にあり、切紙伝受は行なわれなかった」。

正徳四年（一七一四）の靈元院から武者小路実陰への古今伝受については、『院中番所日記』正徳四年五月四日条に「今度、武者小路前宰相、古今集依可有御伝受、自今日被始御講談、因茲已刻武者小路前宰相參候、并中院前大納言同參入聴聞之」とあり、この日より講釈が開始されたこと、中院通躬が講釈の「聴聞」に陪席したことが知られる。中略

三十日条に記される祝賀の対象者には五月四日条に「聴聞」と記されていた通躬の名は見えないが、『光栄

公記「同日条には「中院通躬卿御講尺聴聞、於伝授者無之云々」とあり、通躬は文字通り聴聞者の立場にあり、切紙伝受は行なわれなかった。

これらのことから御所伝受は、霊元天皇に伝えられた後、しばらく後継者を見出すことができず、秘説のみを箱に入れて継承していたと推察される。そして武者小路実陰が薨去した後、中院通躬が講釈を行ったが、冬部までの講釈を終えたところで薨去し、その後は古今伝受の箱の中を開き見ることで秘伝を継承したことにしたという。冬までの六巻のみ講釈が終了していても、古今集は二十巻あり、残っている巻の方が多い。しかも、巻十、巻二十、仮名序といった重要な秘伝を含む巻の講釈が終了していない。

通躬の死後、桜町天皇の勅命により、古今伝受の箱が開見され、通躬の実弟である久世通夏が口伝を伝えたと、また、このことについて異論があることを盛田氏が記している。

光栄今・公福両卿八、通躬公末期之伝授故ニ口伝無ク絶タリト也。通躬公御相伝之時、通夏卿八縁聞ニテ口伝会得ノ人ナレドモ、光栄公ト不快故不知トテ不伝ザリシ。故ニ二条家之口伝絶タリト為村卿ノ語ラレシ。

謙宜云、一節ニ通夏卿八光栄公ト不快ナレドモ口伝絶タルヲ気毒ガラレ、口伝可有相伝由ナリ。シカレドモ通夏卿八縁聞ニシテ不本伝八不及聞トテ終ニ光栄公伝授セラレズト也。

海野氏の考証によると、中院通躬は切紙伝受を受けていない。その通躬が冬部の講釈が終わったところで薨去した後、その後の講釈を継承できる堂上歌人がいたのであるうか。通躬の実弟ということで、盛田氏は久世通夏の活動を指摘しているが、その通躬自身が、靈元院の講釈を陪席で聴聞しただけで切紙伝受は受けていない以上、通夏はどのような秘伝を継承する事ができたのであるうか。ここで改めて冒頭に引用した盛田氏の論を読み直してみよう。

盛田氏は、久世通夏の口伝については問題にせず、「御所伝受の継続問題を」「桜町天皇がどのように立て直し、次の時代につなげたかという事」を問題にしている。それでは「歌道の中核を担う御所伝授の流れ」は、形式的に後継者とされる人物を「つなげ」るだけで、講釈内容が継承されなくても「次の時代につなげた」といえるのであるうか。また、「古今伝受の保持者が突然薨去」したことについて盛田氏は「近世に入って初めて起こった出来事であり、前例がない」とされるが、細川幽齋から智仁親王への相伝では、講釈が途中で終了して、講釈されなかった部分については古今伝受資料の書写によって古今伝受を継承している。この、講釈が途中で終了せざるをえなかった前例と合せて考察すると、武者小路実陰が薨去した後の盛田氏が論じられた桜町天皇の努力は、靈元院が崩御した後、御所伝受の内容ではなく、その形式のみをいかに継承しようとしたか、ということに向けられたといえよう。

後水尾院から後西院、そして靈元院へと伝えられた御所伝受が継承された時は、古今伝受を受けた歌人のみならず、後水尾院歌壇を構成する宮廷歌人達が、和歌両神すなわち住吉大社・玉津島神社に和歌を奉納した。奉納

された和歌は、今に至るまで和歌両神のもとで保存されている。奉納和歌については鶴崎裕雄・神道宗紀両氏を中心に翻刻・紹介されているが、靈元院が古今伝受を継承した天和三年（一六八三）の後、靈元院が相伝した際の古今伝受後奉納和歌は伝わらない。天和三年の次に奉納されたのは、六十一年後に桜町天皇が烏丸光栄から伝受した延享元年（一七四四）年である。桜町天皇は、靈元院が崩御した後、古今伝受資料を継承することで御所伝受を絶やすことなく継承した。そして桜町天皇は自ら古今伝受を伝受し、宮廷歌壇の歌人とともに古今伝受後奉納和歌を奉納することにより、古今伝受を継承したのである。<sup>(5)</sup>

靈元院以後の御所伝受については稿を改めて検討を加えたい。

#### 注

- (1) 『近世雅文壇の研究』（二〇一三年 汲古書院）。以下、盛田氏説の引用は同書による。また本稿は同書に負うところが大きい。
- (2) 小高「細川幽斎の古今伝受」、『国語と国文学』一九八〇年八月号。「関ヶ原の戦と古今伝受」（同一九八一年十一月号）
- (3) 『靈元院の古今集講釈とその聞書』（『文化史の中の光格天皇』二〇一八年 勉誠出版）
- (4) 鶴崎裕雄・佐貫新蔵・神道宗紀『紀州玉津島神社奉納和歌集』（一九九二年）、鶴崎裕雄・神道宗紀『住吉大社奉納和歌』（一九九九年）、神道宗紀『和歌三神奉納和歌の研究』（二〇一五年 和泉書院）
- (5) 桜町天皇が靈元院の古今伝授の内容を継承した経緯については稿を改めたい。



付記 古今伝受後奉納和歌については、住吉大社宮司高井道弘、同権禰宜小出英詞、帝塚山学院大学名誉教授鶴崎裕雄、皇學館大学名誉教授神道宗紀の諸氏に御教示を賜った。記して深謝申し上げる。